

議会運営委員会

令和4年2月14日（月曜日）午後1時30分開会

出席委員（8名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	星宏子
委員	山形紀弘	委員	中里康寛
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	小島耕一	委員	大野恭男

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	松田寛人	副議長	相馬剛
----	------	-----	-----

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局長	増田健造	議事課長補佐 兼庶務係長	印南恵子
議事調査係長	佐々木玲男奈	主査	飯泉祐司

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
・委員長
3. 協議事項
 - (1)令和4年度取組実行計画について
 - (2)議会活動に係る事務事業評価（令和3年度）について
 - (3)議会基本条例第11条の見直しについて
 - (4)議会基本条例の改正（情報通信技術の活用）について
 - (5)宇都宮共和大学との協定について
 - (6)その他
4. 閉会

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 すみません。ただいまから議会運営委員会のほうを開催させていただきます。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○齊藤委員長 今回、まだまだ感染状況が拡大中ということで、オンラインの開催になったこと自体は御理解いただければと思っております。

議会前に、どうしても皆様の会派等々にお諮りしていただきたいものがありますので、急遽というか、入れさせていただきました。忌憚のない御意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

星さんはなぜか自宅になっちゃって、副委員長、横にいない。俺来なかったらどうするんだろう。すみませんです。

—————◇—————

◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、早速なんですけれども、3の協議事項に入らせていただきたいと思います。

(1)令和4年度取組実行計画を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

今、御通知申し上げました令和4年度取組実行計画の資料を御覧いただければと思ひます。

こちらにつきましては、正副委員長から項目内容をいただきまして、案としておつくりしたものでございます。

2ページめくっていただいて、3ページ目から取組が書いてありますけれども、取組ナンバー1が市民アンケート等の実施、そして、2番目が会派代表質問をして、一般質問の在り方の検討、3点目として、参考人、公聴会の活用に向けた検討。

次のページいっていただきまして、取組ナンバー4が議員研修の実施、そして、次が議会基本条例の見直し、6点目がミッションロードマップの策定・検討・実施、7点目、議員定数の在り方に関する検討です。

次のページ、取組ナンバー8が事務事業評価の見直し、9が議会ホームページの充実化、10が模擬議会の開催、11が議員の成り手確保に向けた取組、次のページいきまして、12が議会選出監査委員の在り方の検討です。

最後、取組ナンバー13が通年議会の導入の検証ということになっております。

以上、13項目ということで、案を取りまとめさせていただいたものになります。こちらにつきまして、それぞれの会派から御意見をいただきまして、最終的な案という形に御協議いただければというふうに思っております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ただいま13項目ほど正副のほうで案を出させていただいたんですが、今、出させていただいている案についてお聞きしたいことがあれば、あるいは、この先、各会派さんのほうでも来年度こういうことを取組んでいったらいいんじゃないのかという案はいただきたいと思っておりますので、あくまでたたき台ということ。今日で結審するわけではないので、何か御意見があればお伺ひしたいと思います。

いかがでしょうか。少し見ていただいて。

副議長。

○相馬副議長 相馬ですが、私も質疑しても大丈夫でしょうか。

○齊藤委員長 質疑というよりは、御意見な感じでうまく聞いてください。

○相馬副議長 いいですか。

○齊藤委員長 はい。

○相馬副議長 じゃ、すみません。私のほうから。
まず、今年度、今実施している取組実行計画の中から、まず、今年度、3番として大学等々のパートナーシップの推進という取組をしていたところが、令和4年度にはこれが入ってこない、それについての理由。

1個ずつ言ったほうがいいですか。

それから、今年度、取組ナンバー10で、政策形成サイクルの活用というのが、これについても来年度については入ってきていない。

それから、12番の政務活動費の見直し、これについては、今年度中に決着できるのかどうか、まず確認させていただきたい。

それから、13番の団体等への傍聴の案内の検討ということで、これについても、恐らく検討をまだされていないだろうと思うところだろうと思うんですが、これについても来年度外してある理由。

以上です。

その点について、今年度、取組が決着するのかどうか、どういうふうなお考えなのかお伺いしたいと思いますが、以上です。

○齊藤委員長 係長。

小島さんがいなくなっちゃったんですけども、待っていたほうがいいですか。退出していっちゃったんですけども。

ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時35分

○齊藤委員長 それでは、再開いたします。

入ってきたら聞いていただくということで。

ただいま副議長のほうからアドバイスのな質疑をお受けしたところなんです、確かに、まだ3月いっぱいまでは議会運営委員会ございますので、来年度の取組まではどうするかというところが争点だと思っております。

特に、大学等々のパートナーシップに関しましては、今後、先ほども言ったとおり、会派等に戻して意見を聞くということもあるんですが、今回、今年度、パートナーシップの先駆けとして、宇大生と、宇都宮大学の御協力をいただきまして、どちらかというと議会側が大学生の生徒たちをサポートする、フィールドワークにちょうど合わせたような形で協力体制を取った次第であります。それ以外に、総務企画常任委員会のほうで宇都宮共和大学との意見交換ということを実施されたという経緯を踏まえて、今後、大学との意見交換というタイトルと、提言を踏まえた政策立案という、すごく重たい使命を乗せたままの提言であるという形になると、どう表していくべきなのかというところがちょっと悩みまして、今回、一旦外させていただいたということです。

なので、継続してやるべきだというのは、大学から提言をいただいた上での政策立案をすることが目的なのかということもありますので、表現を変えた形でやっていけたらいいんじゃないのかなというのが、自分の中では思っているところです。

先ほども言ったとおり、今回、提案しているので抜けているのは、指摘を受ければ、その後、全然埋めることもできますし、それを皆さんから御意見いただきたいというところがありますので、

いただいた御意見を参考にしていきたいと思っています。

あと、10番の政策形成サイクルを活用した政策の検討に関しましては、先ほども言ったとおり3月いっぱいまでというところもあったので、引き続き載せておくというところもいいんですけれども、まだ政策形成サイクルの検証実施に至るまでのものがない状態です。なので、これをやるのが議会運営委員会の取組なのかというところも今後考えていきたいと思いましたが、一旦、また外させていただいております。

今の意見を聞いて、各会派さんでもちょっと話し合っただけだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、政務活動の見直しに関しましては、多分、これはこの間、1回やらさせてもらったと思うんですけれども、3割までは個人で使えることになるというお話と、ありましたよね。10のうち3割は使えるようにすることで、各会派さんの合意は得られているということです。あとは、その支払いに関しては、結局は会派全体となりますけれども、あとは各会派内で調整してくださいという話で大丈夫かなとは思っていたんです。

あと、この事後支給方式の導入検討というのは、ちょっと私も失念しておりましたので、これについてはちょっと意見は取っていないので、間に合えば、ちょっと次回の議会運営委員会に出させていただきますと思っています。また3月にちょっとやりますので、ありがとうございます。

あと、13番に関してもそうですね。今年度までありますので、今後こちらの案を作成させていただいて、ある程度のたたき台をつくって、もし駄目であれば次年度送りということにしていきたいと思いますので、このとおりに進めようと思って考えていますので、来年度に載せていない理由は、今年度何

とかしようと思っているというふうに捉えていただければと思います。

ちょっと回答になっているかどうか分からないですけれども、以上となりますけれども、どうでしょうか。

○相馬副議長 よろしいでしょうか。

今年度の分が来年度に載らないことについては、何となく了解はいたしました。今後、会派でもう一度意見の取りまとめをしていただきたいと思います。

それから、新たに入ってきた5番、6番、7番について。

○齊藤委員長 4年度ですね、これは。

○相馬副議長 令和4年度の新たに取組として入ってくる5番、6番、7番についてなんですが、5番の議会基本条例の見直しというふうになっておりますが、これは条例そのものを見直すということで入っているのかどうか、まず伺いたしたいと思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そのものを見直してどうこうというわけではなくて、これ前年度からの引継ぎで、5年に1回は議会基本条例を検証しようということだったので、これちょっと私の書き方のミスかなと思いますので、その辺が誤解を与えないような書き方に次回直したいと思うんですが、何て書けばいいのかというと、議会基本条例の検証などですか、ちょっとその辺がアドバイスいただければ、かえって助かるんですけれども。

○相馬副議長 分かりました。

平成29年度にやった検証という意味合いと同じでいいのかどうかだけ、後で確認させていただきます。それについてはオーケーです。

次、6番のミッションロードマップの検討となっておりますが、活性化特別委員会で今年度から取

り組んでいるというふうに理解はしているところなんです、これをまたさらに議運でもやるというのはどういう意図なのか、まず説明いただきたいと思います。

○齊藤委員長 議会運営委員会から議会活性化へ諮問している状態ということになるので、活性化委員会で作くり上げてきた、通年議会のような分掌分けではなくて、一旦、その調べてもらったものを上げてきて、こちらで全体を掌握した状態で作ったいくほうがいいんじゃないのかと自分的には思ったので、議会運営委員会のほうにさせていただいたということなんです。

大津の形になりますと、常任委員会等々のそれぞれのビジョンを、あちらが4年間ですから、それを活性化委員会に任せるのはちょっとどうなのかなと思うのと、特別委員会なので、結果をもたらすというところを前面に出すと、使命的な感が重たくなるんじゃないのかという考えもあったので、取りあえず、ミッションロードマップの全貌というか概要を学ばせていただいた後に、作成に向けた検討はどういうことであるという意見をいただこうかと思って、来年1年で作成・検討を議運のほうで考えていったらどうかと思ったんですけども、どうでしょうか。

○相馬副議長 了解しました。

そうすると、まだ活性化委員会の報告は一切上がってきていないので、私どももまだ聞いていないところはあるんですが、ある程度、ミッションロードマップについては、もう今年度中に案的なものは議運のほうには上がってくると、そういう考え方だということでもいいのでしょうか。

○齊藤委員長 まだ全然そこまでいっていませんので、今度、2月26でしたか。2だったような気が、違うか、6か。6は土曜日じゃないですか。16だ。16日に大津市議会からオンラインの視察というこ

とで、活性化のほうで入れさせていただいております。その後に、緊急の課題として上げさせていただきますので、ちょっと今年度中にその諮問の結果が上がってくるかどうかは、ちょっと微妙なところというのが正直なところですよ。

なので、もう1年かけてミッションロードマップの体裁を整えた後というふうに自分の中では考えているので、再来年、議運自体はメンバー替わっちゃいますけれども、再来年のときにそれが活用できるかどうかということも含めて、来年1年間は議運のほうで皆様の御意見いただきながら組んでいければなと思っています。

○相馬副議長 分かりました。

すみません。あとは最後になりますが、この議員定数の、何でしたか、見直しじゃなくて、何でしたか。

○齊藤委員長 在り方です。

○相馬副議長 在り方ですか。これについては、来年度以降、次の選挙前までに結論を出すというスケジュールなのか、どういうことについてこれを、定数について議運で取り組んでいくのか。ある程度、何ていうんですか、意図をまず伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 前回、御自身でやられたから覚えていると思うんですけども、4年目の議運の取組で一度、議員定数の在り方については御協議された記憶があると思うんですけども、やっぱり急過ぎる取組であると、皆さん、選挙の年になって人数が減るといふ話になると反発のあるんじゃないのかということもありましたし、今回、また再上程というか、再検討事項として上げさせていただいた理由に、前回からの踏襲ではございますけれども、市民からの意見要望に関しての反映がされていないというところもありますので、その辺も含めて、できる限りであれば来年度中、まだ

任期を2年残したうちで決着できるような形は取っていきたいと思っております。

○相馬副議長 分かりました。

新たに入ってきたところはそのぐらいなのかなと思うんですが、最後に1点だけ、13番についてなんですが、通年議会、今年度から導入しまして、ここに検証というふうになっているんですが、通年議会導入の結果を検証し、よりよい議会運営になるよう改善を続けますということで、要は今年1年間の検証をするということでもいいのかどうか伺いたいと思います。

○齊藤委員長 すみませんです。

こちらは、アドバイスをいただいた中で、私も検証を入れていくべきではないかということで、1年間回してみても、結構足りないところがあったりとか、あるいは、通年議事を決定するときに、その議運長時代にやったときにも、多分100%の出来ではない状態でスタートしているというところがありました。

今現在、議会の開会日、1年間、4月30日で一旦、通年議会が、1年制ですから途切れますよね。その後の対応であったり、そういったものが出来上がっていないと。今回、課題がいろいろありますので、そういったものも踏まえて検証をしていくと、この通年議会の制度ではなくて、運営の検証とっていただければいいのかなと、私は思っています。

なので、この下に、自動的な議会運営の実現による市政課題のタイムリーな解決と書いてあるので、通年議会どうこうではないということで捉えていただければと思います。大丈夫ですか。

そのほか、ございますか。

小島さん、大丈夫。さっきから消えたりついたりしているけれども、聞こえていますか。小島さん、聞こえていますか。

○小島委員 聞こえてはいるんですけども、画面が出ないんですよ。

○齊藤委員長 画面が出ない。何でだろう。しかも、ミュートになって……

○小島委員 こちらの画面が見えていますか。

○齊藤委員長 小島さん映っていますけれども。

○小島委員 映っていますか。そちらの画面が出てこないんですよ。

○齊藤委員長 おかしいよね、それ。画面が出ない。

○小島委員 どうしたんだろうね。

○齊藤委員長 もう一回入ってきますか。

○小島委員 もう一回。じゃ、やっていますか。

○齊藤委員長 やっています。

○小島委員 もう一回入っていきますから。

○齊藤委員長 じゃ、質疑はないですか。

ないようですので、先ほども申したとおり、会派に持ち帰っていただきまして、次回というんですけれども、2月末ぐらいまでにちょっと会派の意見聞いていただいて、議会運営委員会として取組実行計画、議会全体として取り組むもの何かあるようでしたら御提出いただいて、また次回の議会運営委員会のときに皆さんと協議させていただきたいと思います。

最終、これは議決を採らなければなりませんので、まず会派の皆さんで話し合っていたきたいと思います。

次回の、ちょっと、まだ議会運営委員会、最後に決めますので、そこの取組事項の追加や削除について協議をしていくという形でよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 OKサインありがとうございます。

では、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、(1)については終了といたします。

小島さんが心配ですけども、次にいきます。

次に、次第(2)議会活動に係る事務事業評価（令和3年度）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

今、通知を差し上げましたけれども、令和3年の事務事業評価資料、PDCAサイクルシート集ということで、今年度途中ではございますが、取組をまとめたものがございます。

3ページめくっていただきまして、取組ナンバー1、市民アンケート等の実施、広聴広報機能の充実のところですが、このような形で今年度の取組実行計画について、PとDの部分、分かる部分については事務局のほうで埋めさせていただいたものでございます。

こちらにつきまして、先日やっていた令和2年度までの取組実行計画の事務事業評価とおおむね同じような流れを想定しておりますが、大きく変更になっている部分が1か所ございまして、青の下のほうの成果指標というところがあると思うんですが、令和3年度を取組実行計画から今回の取組ナンバー1ですと、市民の声を議会に届ける仕組みが整備されていることというような感じで、少し抽象的、定性的な評価項目になっています。ですので、右側の黄色の結果達成度のところの①、②、③、このアウトプットの部分については事務局のほうで実施ということで結果を入れておりますけれども、先ほどのアウトカムの成果指標の部分につきましては、事務局のほうでちょっと判断が難しいということもありまして、黄色の一番下のところに成果指標の評価という欄がありますけれども、こちらに左側のアウトカムの成果指標の評価を、これが整備されているかどうかというようなことを会派でもんでいただいて、その結果を持ち寄って、再度、議運で評価をいた

くというようなことを想定しております。

そのアウトカムの評価、それからアウトプットの結果を踏まえて、一番右の段階評価、AとかBとかCとか、それを決めていただくというような感じになるのかなというふうに考えております。

次のページ以降、取組ナンバー2、取組ナンバー3というところがありますけれども、同じような形になっておりまして、下のチェック、アクションについては今までと同じような形を想定しております。

続きまして、こちら、今お送りしたものが協議用シートでして、今お話したような、ドゥとチェックとアクションのところ、それぞれ会派で御検討いただいて、成果指標の評価から段階評価、そして、チェック、アクションのところについてまとめていただくというものを想定しております。

また、アウトカムの評価につきましては、年末までの状況を踏まえて事務局のほうでこんな感じかなというのを入れておりますので、評価内容がちょっと違っているんじゃないかということがあれば、それも併せて御指摘いただければというふうに思っております。こちら、協議用シートを各会派で埋めていただいて、また事務局のほうで集計させていただいて、今後の議会運営委員会での協議を進めていただければというふうに思っております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

前回は皆さんのほうに御了承いただきましたとおり、1年遅れの事務事業評価ですと、今年度と前年度との、もう何をやったかが分からないという時代の錯誤を埋めるために、ちょっとお手数なんですけれども、当年度において協議用シートを作っていくことが次年度への反映になるのではな

いかということで、今回急遽、事務局のほうにもちょっとお手数おかけしましたけれども、シートを作っていました。

その中で、成果指標のという書き方がちょっと難しかったので、今回はP D C Aサイクルのところに成果指標を入れていただいたという説明です。

どうでしょうか。何か質疑ございますか。

森本委員。

○森本委員 これ、いつぐらいまでをめぐりに埋めるというか、皆さん集めてくると思うんですけども、いつぐらい、取りあえず埋めるまでの期限というのはどのぐらいを考えているのかを教えてください。

○齊藤委員長 それ、最後に言おうとは思っていたんですけども。

○森本委員 すみません。

○齊藤委員長 大丈夫なんですけれども、どちらにしても難しいんですよね。

全員協議会で報告をするというところがあるんですけども、これ、ちなみにあれですか。4月は全協はあるんですか。

(「あると思います。」という人あり。)

○齊藤委員長 そうしたら、早く言えば3月中みたいなイメージでもいいということですよ。議会が落ち着いてからのほうがよさげですよ。

なので、23で閉会の予定が組まれていますから、3月31日、3月末までには提出をいただくということで、今、これから読み上げます。すみません。

先ほどの取組実行計画は、すみません。議決採らなければならないので、忙しいところ申し訳ないんですけども、こちらは先ほど係長から説明があったとおり、年度をまたいでも大丈夫ということなので。

では、質疑はそのほかございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、こちらのシートについても各会派で持ち帰っていただきまして、先ほど申し上げたとおり、3月31日までに事務局に提出していただくということにすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、異議がないものと認め、そのように取り扱いさせていただきます。

以上で(2)を終了といたします。

次に、次第(3)議会基本条例第11条の見直しについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木議事調査係長 それでは、私から御説明させていただきます。

まず、今、ファイルボックスで通知を差し上げました11条の見直しについてという資料を御覧いただければと思います。

11条の見直しの起こしにつきましては、以前の議会運営委員会で説明をして了解をいただいたところでございますけれども、まず、一番の趣旨といたしまして、議会基本条例11条は、自治法96条の規定により議決を要する事件を定めるものということで、法の趣旨に代わる の制定状況、それから、本市議会における議会運営委員会での審議の状況を踏まえまして、明確化を図る観点から見直しを行うものです。

今後の運用案でございますけれども、本会議での議決を要するものについては次のとおりとし、今までのような議会運営委員会での峻別は行わないということとしたいというものでございます。

議決の対象でございますが、まずは何と云っても那須塩原市総合計画、それから、2点目といたしまして、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画で規則で定めるもの。

3点目が、市が他の地方公共団体、または海外の公共的団体と結ぶ提携または協定。4点目が、姉妹都市または友好都市の締結という形になります。

この2点目の規則で定める計画でございますけれども、計画の内容と議会運営委員会における過去の協議結果等を踏まえまして、条例の改正に合わせて議会規則として制定をするというようなスケジュールで考えております。こちらにつきましては、ちょっとまだ案ができていない状況ですが、今後策定をしていくという流れかと考えております。

3番でございますが、議決の対象とならない計画の取扱いですが、議決の対象とならない計画に対しても議会として事前のチェックを行う必要があることから、計画の策定段階において所管の常任委員会に丁寧な説明の機会を設けるように執行部に申入れをするとともに、策定した計画については全員が確認できるようにSideBooksに格納するというようにしたいと思っております。

ただ、いろいろなものがありますので、次に掲げるような計画の策定とか変更についてはこれの対象外にできないかと考えております。

まずは、国の補助金等を受けるために必要な計画の策定または変更、単なる国の補助金のために計画をつくらなきゃいけないというようなものです。

それから、2点目、関係法令または上位計画の改定に伴い必要となる計画の変更で、変更内容に関する裁量が市のほうであまり認められないもの。

3点目、市内部の計画の策定または変更であって、市民に直接影響がないもの。

最後、字句の修正、その他の特に軽微な変更。

こういったものは例外なんですけど、これら以外については、原則として、議決とならないものにつきましても所管の常任委員会に策定段階で説明

をするという形で執行部に申入れをできないかというふうに思っております。

この策定段階ですが、次に出てくるんですけれども、議会規則で議決対象の計画を定めませんが、それについては議会の判断で規則を改正して、議決対象を追加したり減らしたりということが出来ますので、4月1日から計画期間が始まるような計画については、前年度の12月まで、おおむね年内には説明の機会を設けることを標準とするというような考え方で行うというふうに考えております。

次のページにいきまして、4の今後の取扱いというところですが、新たに策定する計画等で、先ほどの常任委員会での説明等を踏まえまして、これは議会において議決が必要だと、特に新しい計画なんかはそういうものが出てくる可能性がありますので、そういうものについては議会規則を改正し、3月議会に間に合うように改正をした上で、議決対象の追加を行うと、そういうことも考えていく必要があるかなというふうに思っております。

もう一つ資料がございまして、こちら、条例の新旧対照表でございますけれども、右側が今、現行というふうになっておりますけれども、これを左側、改正案のように直しますということで、(1)から(4)までありますが、先ほど御説明しましたとおり、こういった総合計画から2、3、4のところについて議決対象とするという形を考えております。

資料の説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑を許します。

鈴木伸彦委員。

○鈴木委員 この改正案は、現行に対する改正案ですと、先ほど説明がありましたけれども、(1)の総

合計画はもう議決案件ですよと、そのほかの2番がまだはっきりしないというんですけれども、ちょっと今の段階でこの文章だと、やっぱり分かりづらい。

この下のいろんな計画ありますよね。どれがどう該当するのか、これだとまだちょっとぼやっとしていて分かりづらいんですけれども。前の趣旨と今後の運用のところの、こっちの2のあたりで言っていたのかな。

○齊藤委員長 こっちのあれですか。説明の文のほうですか。

○鈴木委員 それと、それを具体的に条例の改正にすると、さっきのような形になるようすけれども。

○齊藤委員長 基本的に、多分、鈴木委員が心配している各種計画については、この間、今年度中に各課より総合計画1年延長に鑑みて、策定を延長しているもの全部ありましたよね。ああいった、もう今までやってきたものに関しては、基本的に議決を市の執行部が用意してきますので、何ら変わりがないということが1つです。

○鈴木委員 それはそういうふうに取り取れるの。条例の改正案の内容で。

今の03-2だと、11条のところに、(1)は具体的にあって、(2)でそういうふうに取り取れるかという話だよ、この文章にして。

○齊藤委員長 それちょっと、係長、すみません。お願いします。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから御説明させていただきます。

(2)のところですが、市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画で規則で定めるものというふうになっております。こちらにつきましては、その後、先ほどちょっと御説明はしましたが、この11条2号に基づく規則と

いうものを、この条例の改正と合わせて定める必要がございます。

実際に、那須塩原市総合計画のような一番上位のものについては、条例の中にこういうように計画名を書いて定めておくのが適当であると考えられますけれども、それ以外の各分野の計画、今まで議会運営委員会で審議をしていただいて議決してきたものというのは、相当数あるかと思うんです。そういったものについて、規則の中で一覧、号建てにするのか、表にするのかというのはあるんですけれども、すると、かなりの数になるかなというふうに考えております。

それについては条例に書くというのが、やはり条例の性質上、ずらっと10も20も計画名を書くというのは適当ではないのではないかとこのところが1つと、あと、先ほど、今後の運用についてのところ御説明しましたように、規則を改正して、やはり新しい計画も議決対象として追加をすることも想定されますので、そうすると、条例よりも改正しやすい規則の中で計画名等を列挙しておいたほうが適当であろうということで、このような形にしております。

ですので、条例の中ではこういうようなところで、これだけでははっきりとはしないんですが、併せて、この後、案を作成いたしますけれども、規則のほうも併せて御覧いただくことによって、どの計画が議決対象になって、書いていないものは議決対象じゃないんだということを明確になるように、そういったものが今回の改正の趣旨の一つでもありますので、ちょっとこの条例案だけでは分かりにくいところあるかと思うんですが、今後、規則で具体的な計画名を書いていくというところで御理解いただければというふうに思っております。

○鈴木委員 発言いいですか。

○齊藤委員長 鈴木委員、どうぞ。すみません。

○鈴木委員 おっしゃっていることは分かりました。

規則が出てこない、この文章でいいかどうかというのがまだ判断できないかなという気がします。

やっぱり、各課で出してくる計画というのは、本当に議決案件として審議するべきだと思うので、これだと規則で定めるものしかない、多分それがそろった時点でこれが判断できるかなと思うんですけども、きちんとそろってからの判断ということだろうと思うので、取りあえずこの文章は自分は理解はしました。多分、一般の議員はちょっと分からないんじゃないかと思うんですけど、この説明されても。

そんな考えを持ちましたということで、以上になります。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

基本的に、定めていくやり方と、これまでも報告だったので報告としたいというのが結構理由の中であったと思うんですが、それが法改正によったりとか実情を踏まえたときに、議会運営委員会の中でそれを決めてしまうというところもいかなものかということもあったので、今回この流れにしているということです。

ちょっと決めていくのに当たってもまだ何個か弊害あると思うんですけども、例えば、規則で定めなかったとしても、先ほどの事務局の説明があったとおり、各常任委員会ですまず1回説明が設けられる機会を取る、その中で、疑問に思ったときにはそちらの委員会等々で上げてきていただければ、こちらの議会運営委員会ですそれを取り扱うかどうかという形にできると思いますので、より説明が濃く、内容を聞きながらできるのではないかと考えております。

議会運営委員会の中だと、どうしても中身が聞けないので、それをどうしていいかが大変だった

というのが実情だったので、うまく理解していただければと思います。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、ただいま説明がありましたとおり、見直しを進めていくということとして、次回以降、計画について定める規則案について協議していくということとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 大丈夫ですか、伸彦さん。小島さんがまた相変わらず止まっているんですけども。

じゃ、異議がないものと認め、そのように取り扱わせていただきます。

以上で(3)も終了といたします。

次に、(4)議会基本条例の改正（情報通信技術の活用）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○佐々木議事調査係長 それでは、私のほうから御説明いたします。

今、御通知差し上げました資料を御覧いただければと思います。

昨年度からコロナ関係もございまして、那須塩原市議会において、こういったZ o o m会議を活用したり、かなりオンラインを活用しているところがございます。

そういった中で、議会基本条例制定時には想定していなかった、こういった情報通信技術の活用についても、やはりきちんと条例の中に盛り込んでいくべきではないかという意見もございまして、今回、この改正案を御提示するものでございます。

議会基本条例の新しく18条といたしまして、情報通信技術の活用という条文を盛り込んでどうかというものでございます。

内容といたしましては、議会は情報通信技術を

積極的に活用し、効率的かつ円滑な議会運営を推進するとともに、災害の発生、感染症の蔓延等の場合においても持続的な議会活動を確保するよう努めるものであるという内容でございます。

あわせて、条例ではないんですけれども、今、御通知差し上げました会議規則の改正、こちらにつきましては、一昨年の6月に会議規則を改正して、この附則の2項というものを追加したわけなんですけれども、緊急事態宣言等においては、集まると感染症のリスクが高いということで、こちらをやらないようにすると、その代わり、書面、電子メール、その他の方法によりということで、会議を開催できる規定をおいたところなんです。この時点では書面、電子メール、その他の方法ということで、その他の方法の中で、今行っているようなオンライン会議を実施しているところでございますけれども、運用もある程度固まってきた、オンライン会議等普通に行われているところで、まずはオンライン会議というのを前に持ってきたほうが分かりやすいのではないかとということで、先ほどの条例の改正と併せて、会議規則につきましてもこのような形で、オンライン会議、書面等、以下の方法によりということで改正をしてはどうかというものでございます。

以上、条例と規則の改正でございますけれども、資料の説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

今示されたやつは、まだ全部終わっていない、先ほどの副議長に言われたのもあるんですけれども、8番の取組実行計画のところの一つの取組になっています。それが議会規則に条文を追加ということで1つと、先ほど言ったとおり、整合性を取るためというのと、主力が変わってきたのでオ

ンライン会議が前面に出たという内容になっております。

大丈夫ですか。

○相馬副議長 委員長、いいですか、1点。

これを議会基本条例に条項を追加して盛り込む、その意義をもう一度御説明いただければと思います。

内容的には、どうも議会BCPの内容に近いというところもありますし、現実には、採決を伴う本会議等についてはオンライン会議はまだ認められていないというところもあるんですが、その辺について、これを議会基本条例、議会のいわゆる最高規範としている議会基本条例に盛り込むための意義をもう一度御説明いただければと思います。

○齊藤委員長 基本的に、今、副議長が言ってくれたとおり、議会を開く理由というものは、それぞれ、市民から出されたものを届ける役割以外に、執行部から出されたことに対しても最低限話合いをもって議決をしていくというところまでが必要などころだということは御理解いただけていると思います。

その中で、確かに地方自治法変わっていませんから、議場で採る議決に関しては集まらなければいけないというのは根本的にはあるんですけれども、このタイトルに関しましては、情報通信技術の活用ですので、あくまで集まって話し合うことが議員の使命ではないですし、これだけ、今回はコロナが教えてくれたというところから、こういった情報技術がたまたまクローズアップされたけれども、ここにも書いてあるとおり、災害の発生だったり、すぐに連絡体制が取れるということも我々議員はこなしていかなければならないというところが第一義的にありました。

なので、基本的に議会基本条例は、市民に対する約束事だと、前吉成議長が申ししていたとおり、

我々は、例えばそういった非常時に関してでもできる体制はあるよと、そういったものをしっかりとこの議会基本条例に残していくということも必要なのではないかと、今、条文に追加させていただいた。あくまで、オンライン会議をしようというわけではなくて、オンライン会議もしっかりとしたツールであるところを明確にしたいということも理由にあるんですけども、いかがでしょうか。

○相馬副議長 分かりました。すみません。

○齊藤委員長 すみません。

そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、ただいまの説明のとおり、議会全員協議会に報告をした後に、3月定例会議で改正することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

異議がないものと認め、そのように取扱いさせていただきます。

以上で(4)も終了といたします。

次に、(5)宇都宮共和大学との協定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、今、御通知差し上げましたけれども、協定書案について御説明させていただきますと思います。

先日の議会運営委員会で宇都宮共和大学との協定を進めていくということで方針が決定されたところでございますけれども、先方と調整をしていくに当たって、那須塩原市議会としてどういった協定をとるところで、ちょっと、あくまでたたきなんですけれども、こういった形でどうかとい

うもので、ちょっと案を事務局のほうでつくっていただきましたので、また議会運営委員会の皆様で御協議いただいた上で、方向性としていいのではないかと、ということであれば、これを基に大学のほうの事務局と項目について調整を進めていきたいなというふうに考えておまして、先方に話を持っていく前に、まずは議会運営委員会にお示しをさせていただいて、御協議いただければというたたき台として作成をしたものでございます。

こちらにつきましては協定書というふうになっておまして、1条から6条までありますけれども、メインとなるのが2条のところ。連携協力項目ということでございまして、議会側の政策訂正を議長さんに出すこと、それから、大学側の教育活動及び研究活動に関すること、3号といたしまして、その他、目的を達成するために必要な事項と、こういうちょっと大まかなくくりになっておりますけれども、こういった項目を協力項目として協定をつくっていくという形はどうかという案でございます。

こちらにつきましても御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございますか。

今、たたきということでつくっていただいているということなので、これ以外にもいろいろともしお気づきの点があったりとか御意見があれば、お伺いしたいと思います。

○相馬副議長 委員長、また私のほうでいいですか。

○齊藤委員長 副議長、アドバイスをお願いします。

○相馬副議長 よろしいですか。すみません。

一般的な協定書の内容、それから、これまでの幾つかの市の協定の中に、連携協定に基づいて相互に合意して、結果、知り得た情報とか、それか

ら、そういった協定によって生み出された結果についてを、いわゆる双方で第三者には提供しないといった旨の規定がいろんな協定書には載ってはいたんですが、これについて、今回の協定書の中に、いわゆる協定における成果の活用という文言についてはないということについては、今後、相手方に不安を与える可能性はないのか、その辺をちょっと御協議していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 その辺に関しても今、御意見としていただいて、またこの協定書の案を出していきたいと思います。取りあえず、今はたたきということで、要は、やっている秘密の守秘義務的な情報が足りないということですね。第三者に漏らしてはならないとか。そういった取決めは、多分、相手のあることもあると思うので、例えば共和大学が栃木県全25市町と協定といったら、同じ内容だったらそんなこと言われてられなくなっちゃうんですよね、多分。なので、ちょっと難しいところとできるところとあると思うので、ただ、御意見としてまた事務局のほうと相談してやっていきたいと思っています。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 大丈夫そうですか。

それでは、質疑がないようですので、ただいまの説明のとおり、この協定案を基に先方の事務局と協議を進めていくとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

それでは、(5)も終了といたします。

続きまして、次第(6)のその他に入ります。

その他の件なんですけれども、まず私からひと

つ御報告というか御協議いただきたいんですが、過日行われました議員全員協議会の際に、私のほうから政治倫理条例の改正を議運から3月議会に提案するということにつきまして報告を行いました。

このときに、今までの運用に従って全協でも採決を行ったわけなんですけれども、議運で本会議に提案することについては、全員協議会での採決は必要ないのではないかとということで、私が疑問を抱きました。なので、今後、全協で決定して本会議で採決を行わないものについては、これまでどおり全員協議会での採決は必要なんですけれども、本会議として採決を行うものの議題につきましては、全協では報告のみ、協議ですから、報告をして協議をしていくのみとして、採決を行わないという運用に変えていくべきだと思いますけれども、皆様のお考えをお聞きしたいと思います。

要は、全員協議会で3月定例会議に提出することで異議ございませんかという決を採ったんです、この間。それは、この議会運営委員会でやる場所になりますので、全員協議会で決することではないと自分は思っています。なので、議案上程はここで定例議運のときに議会側の案件として出てくるので、その場で、もしふさわしくなければ、議会運営の代表者たる皆様からの意見をいただいて、上げるべきでないとなれば、その議運の中でそれを上げないという選択ができるはずなんですよね。

なので、ましてや議員全員協議会は非公式な場所ですから、基本的には公ではないというところもありますので、その場で報告が終わって異議がないものに関しては、全協の採決をそのまますると、異議がある場合はあってもいいんですけれども、今回のやつは議案上程を3月定例会議にしますので、そういった議案が今後出てきたときにもこういうように変えていくべきではないかと思う

んですけども、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今回の委員長の提案については大反対です。

全員協議会で、やはり議員同士のことについては、やはり議員全員で確認をして、本当にこれ議決していいのかどうかということを確認した上で本会議に上げたほうが丁寧だと思います。

やっぱり一人でも、今回の倫理条例などに関してもまさにそうなんです、一人でも反対している者があつたら、本来、多数決じゃなくて、市民のためのものではなくて、議員全員の条例ですから、やっぱり本当はそこは丁寧に一人の議員のことを尊重してそういうものを判断していくという意味では、ああいうステップは重要だと思います。

かつ、一人会派の人たちはあそこで聞かないと、質疑をしたりそういうことができる機会が減ってしまうんじゃないかと思うんですよね。なので、ああいうステップを踏んで、納得いく上で本会議に臨む、そういうことは大切ではないかなと思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

多分、今、1つ、2つ合体して御意見述べられたと思うんですが、私は議員全員協議会で今回の条例の制定の経緯は説明し、協議はすると言っているんですよ。だから、その場で一人会派の人は意見が言える場所があるわけです。

ただし、次の議会に出すための全員の決をあそこで採る必要はないと言っている。その議案を出すために全員協議会の決議を採る必要はないということなんです。

簡単に言うと、議会当日に動議というものがありますよね。あれは誰にも何も諮らなくてもできるものがあるんですよ、議会側の提案として。それはどうやって整合性を持たせるんですかということに

なっちゃうんですよ、極端な話。全員協議会に出さなくたって議案は出せるんですよ。

なので、議会に出せる案件としてこういったものを協議していますので報告いたしますということに関して、一人会派であつたり他会派の人たちがああいうふうに意見を言う場を僕は阻害しようとは思っていません。ただ、そこでその議案を3月定例会議に出すことの決議を採るのはおかしいと言っているんです。

なので、そこをちょっと分けて考えていただくと助かります。

鈴木委員。

○鈴木委員 法律とかそういったものでは、委員長の言う説明は合っていると思うんですよ。

けれども、やはり全員協議会というのは、前段階でみんなで話し合おうという会議だと思うんですよ。やはりごり押しではなくて、やはりみんなで考え方をすり合わせましょと、ここで出すことに問題ないですよという確認事項でしかないんですよ。でも、そういうことが議会の26人の中で、全体で何か話を進める中で大事なのではないかなと思います。

極端なこと言うと、ある何期か前のときに、議会運営委員会、今は全員協議会はやっていないんですけども、金曜日、定例会議が始まる、通年議会の前のとき。変だからなくなったんですけども、わざわざ、常任委員会開催前に1回集まって、丁寧にみんなに確認をして、それから始めたということもやっていました。要するに、これは法律で決められた会議ではないから、要らないんだとか、さっきのような採決は採らなくていいんだということではなくて、やはり倫理条例などを提案するに当たっては、やはりきちんと全員協議会、みんなのいる場で提案して、採決を採ったほうがいいのかどうかというのを諮るほうが、そんな

に時間かからないと思うんですよ。そういうところをきちんとやっていったほうが自分はいいかなと思います。それだけです。

○齊藤委員長 小島さんがまたいらっしゃらない。森本委員。

○森本委員 私もちよっと意見を言わせてもらおうと、一般的なロジカルに考えた場合に、確かにあの採決というのは、私も実は違和感を感じたんです。

議運で出すということが決まった状態の中で、あそこで多分意見をもらうタイミングはあったわけですよ。それで、全協で報告をして意見をいただいたわけですよ。例えばそこで、協議の場ですから、協議をすることも、意見も駄目ですよというなら、確かに鈴木委員のおっしゃるとおりだと思うんですけども、実際に手を挙げて発言する方もいて、それに対して意見も言ってきたわけじゃないですか。その中で、議運としては、これはもう議決として出しますよとなった以上は、今度はそれに対する賛成、反対は議会でやっていいんじゃないのかなというふうに私も思いました。聞きながら。

あそこで出すことに対する議決と聞いたときに、あれ、議運で出すって決まったんだよなというその違和感というのは、私も議運の一員として感じたんですね、その場で。そう考えると、普通にロジカルな物事の進め方と考えた場合に、あその議決というというのは物すごい違和感が私にはありました。必要ないんじゃないの、これ。ここは議決する場所じゃないよねというのがあったので、あそこで採決して出すか出さないかというのは、ちよっと違うんじゃないかな。

採決を、議案として出すかどうかというのは既に議運で決まっているのに、あそこで出さなかったら、議運の決定とは何だったのというふうになってしまうし、実際、議運で決定している

わけですから、多数会派の人たち全員が賛同しているわけですからそれはあり得ないんですけども、じゃ、あり得ないその採決をあそこで採るといふことの意義というのは、意見をもらうのはもちろん、一人会派の人もいれば違う考えを持っている人もいるだろうから、意見を聞くのはいいと思うんですけども、あそこは採決の場じゃないんじゃないのかなというふうなのは、一般的な考え的吗というか、私も議員歴が浅いからなのかもしれないけれども、ちよっと違和感を感じた部分ではありました。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 森本委員の言うのもそのとおりだなというところはありますよね。確かに、議運が正式な会議で決定権がある。だとすると、議運で決定をする前に全協のようなところでまず1回全議員に話をし、その前に、確かに会派なんかでも審議して、その代表が議運の中にいる。だから、そこで決めたんだからいいんだろうということだけれども、一応、やっぱり議運で採決する前に全協かどこかで出して、そこで全議員の反応を見てから、それを見て議運で採決をして、これは出す、出さないというシステムなら、そのほうがいいですね。もし森本委員の言うように、議運の採決が決定だというのであれば。

○齊藤委員長 今言っていたいただいた件に関しましては、政策形成サイクルの仕組みを使えば、皆さんに報告をして進めていくことができるんですよ。

なので、自分たちが通していくべき手段を、今回は議会運営委員会から提出するという事になってしまったので、今のような話が通用するんですが、例えば、この間、12月でやらせていただきました議員報酬のパーセンテージのやつありましたよね。あれなんかも議員全員協議会で報告して

いるんですよ。それを原案のとおりということ
でよろしいですかということで、異議なしとい
って毎回出てきていますよね。その流れだったので、
僕も異議ありというのが初めてだったんです、実
際。

でも、あそこで異議ありと言われても、どうす
るのよという話になっちゃうんですよ。協議し
た結果、言われたら、その話を変えなきゃなら
ないんですか。提案者ですよ。提案者は通したく
てお願いしますと言っているのに、言われたら変
えなきゃならないんですかというところの話合
いをしていく場として、伸彦さんが言っている
ことをちゃんと捉えれば、そこで協議はちゃん
と今回もされていたわけですよ、この間も。質
疑はちゃんと受けていますから、私。いい質疑
か、悪い質疑は別として。

○鈴木委員 ちょっと自分も全協、この前の倫理
条例のようなものを本会議で決めるんだけど
最後に、ちょっといろんなことを全部取っ
払うけれども、話し合うときに、条例とは
地方議会の法律みたいなもので、それを
決めるときに、本会議で決めるんだけ
ども、議員一人一人のことなので、せ
っかく人数が26人しかいない。自治
会とか、まして地方自治体みたいに
数が多いから代表者だけで決める
というシステムじゃなくても議員
なんかはいいと思うんだよね。

だから、全員の議員の中でこういうことを、
みんな一人一人に関わることだから、
本当にこれ決めていいのかという
ことを諮るシステムがあったの
かどうかちょっと、倫理条例を決
める上で、金子さんみたいな議
員が意見を述べて、自分は反対
だと。確かに、委員からは、自
分の会派からもそういう話は聞
いているけれども、俺は反対だ
とずっと言っていましたから、
ただ、自分は任されていたん
だから、委員会の中ではもうい
いよという

形をやっている。だから、認めるよと言
っているんだけど、金子さん個人
は反対だと言っているわけですよ。

だから、それをちゃんとみんなの前で
言えるチャンス、全員の前で言
えるチャンスみたいな会議はあ
ってもいいのかな、それが全
員協議会かなかなと思ってい
るわけですよ。そういうこと
を大事なんですよ。

今回の倫理条例を決めるときに、その
チャンスがあったんだっけかな
と思っ、もしあったらあそこ
でやる必要がないよね。だけ
れども、そこがちょっと覚え
がないの。そこだけ、ちょっ
と自分で今疑問を感じている
の。そういうことですれば
いい。

○齊藤委員長 基本的に、一旦会派の皆さんには
お持ち帰りしていますから、
ちゃんと手だては踏んでいます。

それを金子さんが言う機会も、
今回、全員協議会ではあり
ました。目の前で私に言われ
ていますから。こんなの反対
だと言われました。こんなの
俺がやっけて当たり前じゃ
ないかと。これ議論になり
ますか。

○鈴木委員 その全員協議会というところ
で、みんなのいるところで
そういう話ができたらいい
と思う。

○齊藤委員長 みんなの前でやりましたよ。

○鈴木委員 それを、議運で決めたから
報告だけで本会議へ上げる
というのは……

○齊藤委員長 違いますよ。

副議長、ちょっと待って。

先ほども言ったとおり、報告
をする、けれども、報告に
対して質疑を求めますと議
長が進行しているんですよ。
それをやったのがこの間
です。山本はるひさん、三
本木直人さん、金子さん、
3人は私に質疑をちゃん
としてくれました。それを

返した後に、それが要は協議です。全員で協議する場ですよ。そこで質疑をしないほうが悪いわけじゃないですか、極端な話。

せっかく協議する、議案を、その日の3月の定例会にいきなり出すのではなくて、こういうものを出そうと思っていますから、現段階での意見をくださいと言って全員協議したわけですよ。それが3月定例会議になったら、また議案上程を私がするわけですから、そこで金子さんが反対ということはできるわけじゃないですか、極端な話。

○鈴木委員 それはそのとおりです。

○齊藤委員長 でしょう。

だけれども、議案を3月定例会に出すことに賛成かどうかという決を採る必要はないと言っているだけです。それだけの話なんです。

○鈴木委員 自分は、そこは出さないほうが良いという採決は。

○齊藤委員長 あり得ないですよ。

○鈴木委員 思っている。思っているということです。

○齊藤委員長 その議員立法を議員がやる責務の一つと掲げている、国会議員のみならず、地方自治体の議員が、出すか出さないかを諮るということになっちゃったら、誰も出せなくなっちゃうかもしれないし、それこそ、伸彦さんがたまにうちらを牽制しますけれども、多党派がやりたいようになっちゃったら何でもできるみたいな、そういう変な流れみたくなくなっちゃうじゃないですか。

なので、全員が賛成にしなければ何事も通さないという話は分からなくもないけれども、あの場所ですらそれを決める必要はないということですよ。

その議案を提出することのイエスカノーをなぜ諮る必要があったのか。内容の議決じゃないですよ。

○鈴木委員 逆に、議長、副議長なんかは、会議進

行の次第を持っていると思うんだよ。委員長なんかもそういうのを事務局と、ちょっと話を掘り下げちゃいますけれども、作ってもらったような形で流れていると思うんだよ、議事進行は。

その中に、今回のような、この前の前回のやつ、諮っていたというのは、慣例的にはやっていたことかどうかというのはちょっと、それは認識としてはやっていたのか。それを改めて、今、齊藤委員長が、それは今後必要ないんじゃないかと言っている。それとも、あそこでたまたま諮ってしまったのかということだけは、どっちなのかな。

○齊藤委員長 いや、今までもやっていますよ。

○鈴木委員 やっていたんだよ。

○齊藤委員長 普通にやっています。

○鈴木委員 普通にやっていたことを、今、ほかの自治体もどうかという話もあるけれども、それはいいとして、今までずっとやっていたことを、今改めて、要らないんじゃないかということを提案している。

○齊藤委員長 要は、3月定例会議に上程するもの限定です。

だから、例えば議会報告会を行った委員長報告に対してに、報告のとおりでよろしいですかと言ったら、異議なしと言われるのも、それも全協でやっている報告ですから。

○鈴木委員 報告ではなくて、条例案を出していかという諮り方は、今までは全協の段階で出していたかどうか。

○齊藤委員長 しています。

それは、副議長、出番です。全協で……

○鈴木委員 そこでしていたとすると、今までの慣例はなぜしていたかという、長い歴史がある中でしていたことが、間違いは正していいんだけど、していたということはどういうことだったんだろうということ、もう一回確認をしたいとい

うことだね。

○齊藤委員長 あんまり、今回みたく異議ありと言われることがなかったから、気づかなかっただけじゃないかと思うんですけれども、異議ありと言われて、あそこでマル・バツボタンを押すという行動自体に自分が疑念を持ったというだけですよ。出たくないと思っている人の意見聞いたって仕方ないじゃないですか、そこでは。

100%全部用意してからつくるよということをやっていたら、ずっと納得しない人のために1年も2年もかけていたらというところをやっぱり考えちゃいますよね。何割のことを言っているんだか。

そもそも、鈴木委員が一人会派の人を擁護しているという話もちょっと疑問なんですけれども、会派内での意見の何が反対なのかということ、この議会運営委員会の中でも言えるはずなんですよ、皆さんに。それを伝わってきたものを伝えていただかないと、結局、蓋を開けたときに個人だけの意見合戦になっちゃって、何が会派であって、何が会派の代表が議運のメンバーであるというところが、整合性がつかなくなる。挙句の果てには、一人会派も議運に参加させてやれと、こういう理論になっていったら、民主主義どころか考えの意思疎通なんて絶対うまくいきませんよ。私、やれる自信ありませんし、多分、皆さんも26人にうんと言ってこいといわれたら相当大変なんじゃないですか。

だから、その中での話を、ちょっと深く言い過ぎましたけれども、その議員全員協議会の中で、次の定例会議とかに出せる案件まで上がってきたものに関して、これを出さ出さないかという決だけは今後採らないようにしたらどうですかという案なので。

○鈴木委員 いいですか。

自分がずっと議運とか活性化とかやってきた中で、吉成さんの話、前言っていたとおりですと言いますけれども、吉成さんが、やはり活性化のときに委員長やっていた頃に言っていた話、倫理条例をつくるつくらないというときに、こういう話をしていて、自分はそうなんだなと思ったことを1つ言うと、要するにコップの中なんですよ、議員倫理条例というのは。議員のことを決めていて、市長のことを決めていないわけでもないんだよね。議員のことだけを決めていて、そうすると、議員の中で一人でも反対するなら、それは決めないと言っていたんですよ。多数決じゃなかったんです、そのとき。そのことの方え方なんですよ。それだけなんです。

○齊藤委員長 どうぞ、森本委員。

○森本委員 すみません。

多分、すごく今、違和感を感じたのが、この間の金子さんの異議ありは、議論することに対して異議ありですよ。倫理条例に対する議論をこれからするのであって、何ですか、全協の中でもしましたけれども、でも、そのことに関して議会で議論することに対して反対しますと言ったのが、この間の金子さんの意見ですよ。

あの採決は、この議案を上程することに異議ありますかと聞いたところに対して、金子さんは異議ありと言ったので、あれは決して倫理条例の中身とか、倫理条例をするべきかすべきじゃないかに対して異議ありと言ったんじゃないかと、倫理条例に対して議論することに対して異議ありと言ったということですよ。

議会として、議論することに異議ありは普通ないなというふうに私は思ったんですよ。

〔「そうだった」と言う人あり〕

○森本委員 そうです。あれは完全に、議案を提出することに異議ありますかとやったことに対して

異議ありと言ったんです、金子さんは。ということは、議論することに異議ありがあると言ったんです。議論することに異議があるというのは、議員としてどうなのと私はちょっと思いました。

○鈴木委員 いいですか。委員長、発言。

○齊藤委員長 どうぞ。

○鈴木委員 あの流れだと、条文ができていて、それを採決されるというふうなことに對して、要するに条例が出来上がることに對して異議ありというふうに金子さんは思っていたと思いますよ。このまま決まってしまうと。

○齊藤委員長 違います。会派の皆さんにそれを送っていますから。

だから、見ていないんじゃないのと。見たら、そこで文句を言っているんじゃないですかという、そもそも論になっちゃうんです、そうしたら。いつ御覧になって、どういうことがあって、どういうことを言ってもらいましたかと。

先ほど鈴木委員は言ってくれました。議員で任せるよと。その採決を議運で採ったときまでに金子議員の意見は言えたはずなんですよ、我々に。こんなことやする必要ないと。それが代表で来られているんですから。

○鈴木委員 僕は発言はしているけれども、ただ代表として、これが、内容はもう自分はこれで会派の意見としては通そうと、だけれども、金子さん個人は納得しないんだよ。要するに、それを何とかするんなら、最後に、確かに採決のときに自分一人でも反対するよという言い方であるので、だから、基本的には合っているんだよ。

だから、先ほど言っている全協での採決は要らないんじゃないかということについては、なくても別に形式上は問題はないというのは、それは分かっている話なんだけれども、ただ、金子さんは、あそこでそういう委員長が全協で諮るということ

のワンステップはあって、出しますよと採決して、上げて、もう一回金子さんが反対するというステップは結果に影響は変わらないんだと思うんだけど、出すことは出すと。でも、ああいうことは決して必要ないということではないんじゃないかなということ自分を言いたいだけなんだよ。あっていいんじゃないか。

○齊藤委員長 すごく言わんとしていることは分かるんですけど、決を採るということ自体がもう何かおかしいですよ。協議する場ですから。

○鈴木委員 全員協議会だからね。

協議会での採決としては、最後にみんなの意思の確認をしてということだよ。だって、意思の確認をただけだよ。どう思いますかと言ったら、1人は反対を出すことによって、自分は反対ですよと言っただけだと思うんだよ。

そういうものはあって、よくて、しかも慣例的にやっていたことなので、自分は長くやってきちゃったものだから、今回のようなことがあっても採決はしてもいいんじゃないかなとは思っています。それだけです。

形式的にはそのとおりでと思います。本会議に上げて諮れば、それで終わりですから。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

副議長、どうぞ。

○相馬副議長 すみません。

まず、議会運営委員会の役割ということになってくるわけですが、本会議が始まる時に、まず最初に議会運営委員長の報告をします。その報告の内容について、一番最初に申し上げるのが、会期の日程、議案の取扱い、その他議会運営上必要なことを決めるために、何月何日に議会運営委員会を開きましたということで、報告の前段で入ります。

よって、会期の日程、それから、議案の取扱い

については議運で決定事項で、そのときに正副議長、それから、市長以下執行部も出席した上で、決定したものを報告しますということになっているので、先ほど言った議案を上程するか上程しないかについては、議運の決定事項でいけるというのが認識です。

なので、全協で議案を上程するかしないかを決めるのは、委員長のおっしゃっているとおりで必要ないんだろうというふうに思います。

すみません。以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

議長。

○松田議長 いろいろ話がありました。

いろいろ決採る、採らないの話がありましたけれども、事務局にちょっと聞きたいんですけども、一応、全国市議会議長会のいろいろ文献読んでんですけども、一応、議員、皆さん議員なんですから、議員は、議運決定事項は尊重はしなきゃいけない。ただし、強制力はないというふうなものがあるんですね。いろいろ参考文献読むと。

ただ、議運決定事項を守らない議員に対しては、法的手段で対応しますよという形を取ってるんですけども、この辺の解釈について、事務局では少し調べたものはありますか。ちょっと聞かせて。

○佐々木議事調査係長 議長が今おっしゃったようなことについて、直接調べた点は特にはないんですけども、やはり議長がおっしゃるように、議会運営委員会で議長の諮問に応じて議会運営のこと決定していますので、それについては一定の、拘束力はないにしても従う、ある程度、道義的な議論みたいなものはあるんだろうというふうには認識はしております。

ただ、ちょっと細かく調べたところはないので、ちょっとこれ以上は差し控えたいと思います。

○松田議長 分かりました。

今までずっと過去の議案のやつも少し調べさせてもらったんですけども、やはり全協での取り計らいに関しては、そういう、今まではそんな決定でやってはありました。

ただ、あくまでも議運の決定事項というのを議員の皆さんは尊重してもらいたいというのが議員の立場にあって、それに対してどう今後、今その議論をしているんだと思うんですけども、それをどういうふうに、ただし、強制力はないんです。だから、あの形で多分、以前からああいう形で皆さんの決を採ったのかもしれないという今までの流れがあるんだと思うんですよ。

ただ、全国市議会の報告を見ると、やはりどこをやつ見ても、尊重はしなきゃいけないんですけども、ただし強制力はないというのが見解なような感じですが、見ていると。その辺は議運で今後でももらえればなと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○齊藤委員長 議長ありがとうございます。

基本的に、参考意見としての議決みただったら僕は納得するんですけども、あそこで反対したら反対みたく、勘違いしちゃうんですね。全員協議会の中でやっている。しかも、決議機関の場所ではないという話ですから、参考意見で採れよとなったら、分からなくもないということですよ。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません。委員長が話しているところ。

今思っていたんですけども、全員協議会の趣旨というのをもう一回確認したほうがいいんじゃないかと思うんですよ。なぜ全員協議会をするのかということ。

あれは、確かに正式な常任委員会でもないし、

特別委員会でもないという形で、みんなの、執行部も踏まえた形での下打合せみたいな、話し合いみたいなところのような会議だと思っているんですよ、自分は。

だから、きちんとした、全員協議会はこのようにものですよというふうに、きちんと、今ちょっと資料がないんだけど、昔読んだことあるかもしれないけれども、ちょっと今はっきり分からないんだけど、そこで決を採るということは、そこに参加している人たちの意見を、取りあえずこれで正式な議会で臨みましょうかというときの打合せのようだと思っているんですよ。

だから、そこでみんなの意見を確認するという意味では、これ出してもいいですかというふうに聞くものかなというふうに感じているんですよ。

基本的には、みんなが認識しているように本会議に上げる、上げて採決されれば、それはもうゆるぎない議決だと思っています。

それと、もう一つ、委員会なんかで、99条か何かで国会に出すときの意見書みたいなものも、確か全員協議会でこれを出していいですかと諮っていますよね、ああいうものを。それとどう違うのかというあたりもありますし、あとは、さっき議長が話していたとおり、各委員会の決定事項は強制力があるかないかというのは、議運はかなり強制力あるんじゃないかなと思っていますよ。

ただ、ちょっと違った、あれ比べることがいいかどうか分かりませんが、委員会で多数決で決まったことについて、それはほかの委員は従うかどうかというのは、それはまた別なんですよ。それと、議会運営委員会と常任委員会の議決事項を守るか守らないかというのは、またそのものによって違うのかなとは思ったんですけども、とにかく全員協議会の話なので、下打合せをして、これで皆さんいいですよという下打合せのみ

なの意見の合意だと思っていますので、だから、確認をするために、これ出してもいいですよと諮るのはいいんじゃないかなと思っているんですよ。そこで反対があろうとも、みんなが出すと言えば出すと。

どうしてもそこで大もめで、出すものじゃないとなったら、全員協議会の段階で、一人の意見だけれども尊重しようかとなるのも、それは全員協議会だからあり得るんじゃないかなというぐらいの、協議会はそのようなものはないのかなと感じているかな。

結論的には自分は分かりません。よそはどう扱っているかも分からない。一応そんな感じで、もう即要らないんじゃないかというのはちょっと、もうちょっといろいろ調べて考えたほうがいいんじゃないかなというのだけ、ちょっと思います。

○齊藤委員長 意見としていただきました。

たった一人の人のためにという表現をされるんですけども、民主主義の原則ですから、強行して別に私もやりたいわけではないんですけども、この間の議論のやり取りを、お三方のを聞いていて、私は物すごく違和感を感じる質疑だったんですよ。自分の首がどれだけ締まるんですかと質疑されたんですよ、私。そういう理論ではないと思うんですよ。あそこを書くことによってと。

もう一人は、もう僕は挑戦状のように金子さんにも言われていましたし、議会のルールとして机をはたくなとあれだけ言っているのに、俺はそんなの決まらない。百条委員会でも何でもかけてみる、こういう言い方を僕はされているわけですよ、極端な話。

自分は構わないと思っている人に100%合わせてねと問いかけていったとしても、嫌だという議論から入っている人に議論をする余地はあるのかということも今後考えていかないと、多分、その

うち、議案の中身よりも出してくる人によって議決が変わるような時代が来てしまう。

まず意味を分かってくれという話です。これだけのものを出さなければならなくなってしまった理由が、あの場では言いませんでしたけれども、自分も入っているんだよという話ですよ、極端な話。

次々、皆さん、議運の委員長、なられた以外の方はなる可能性がある中で、どれだけ取り締まったって言うこと聞かない議員に対して、どうやって皆さんの意思をぶつけるんですかという話じゃないですか。そこまでは言いませんけれども、今回は。

それなのに、今までこれをつくらなければならぬ事例があったんですかと元議運長も質疑するし、質疑のレベルが低過ぎてがっかりしたんですよ、僕は。極端な話。

それをもって、自分は言ってやったという感で、この議案を出すことに反対だということになってしまうと、そもそもの論ではなくて、やる必要ないよねと思っちゃうだけなんですけれども、ましてや、99条とかに関しましては、基本的に皆さんにお知らせをしてやっていきますからねという流れのものなので、基本的にそこでも報告だけではないんじゃないのかなとは、私も思うようになりました。

○鈴木委員 自分は、今回、金子さんの例で話をしていますけれども、そうではなくて、いろんな物事を決めるときに、全協がなぜあるのかということなんですよ。

議員同士に関わることを決めるのに当たって、こう言っちは悪いけれども、自分は金子さんと会派の中で結構話しています。そこにいない、同じ会派じゃないので、同じところに、金子さんと話しているわけじゃないんだけど、やっぱ

り、金子さんの長年の議員としての経験の中で、やっぱり温度差があるんだよ。齊藤議員が言うことも、齊藤議員のレベルでは当たり前だと思っているかもしれないけれども、金子議員の主張になると、また金子議員にはそれは違うんだという主張があるんですよ。

それを自分は両方聞いているので、自分は齊藤議員のほうで、ここだけの話、それはそうかと思っているから議運で賛成はしているけれども、金子議員は、やっぱりそれでも自分は長いこと議員をやっている、どうしてもこれは、こんなのはおかしいという主張がある中で、それを頭ごなしに、今の常識はこっちなんだという形で決めつけることについては、自分は、確かに会派の中で話してきていますよねとは言われるんですけど、やっぱりどうしてもそういうことをいうチャンスを、みんなの前でいうチャンスがあったり、その後で、議運でそれをもって採決したら、それは従う、もう本当にそのほうがいいと思っているんですよ。

だから、その順番を考えればいいかなという、今回の件はあるんですけど、基本的には、議運が決めたことなんだから、本会議に出すというのは、それはそのとおりで、全然違和感はないんですけど、ただ、今回のような倫理条例みたいなもので、もう会派で決めたことなんだから、その代表者が決めたことなんだから、もうこれは議運で決定だというのは、何かちょっと、ここでは多数決でもしようがないと思っていますよ。常に民主主義だからいいと思っていますけれども、ただ、そこは大事だなと思っています。それができるのが全協だろうと思うんです。

もうこれ決めたら終わりじゃなくて、その前で、みんなの意見どうなの、確認作業というのが、決定じゃないから、いろんなことを言って確認作業できるのは全協だと思っているんですよ。ちょっ

と分からないようなことも質疑してみたり、ばかなことだなどと思うことを聞いてみたりできるのも、実は全協だったらいいと思っているんですよ、議論。それは記録にも残らないし。

そういうところを、全協とは何なのと言ったのはさっきなんです。さっきの話で、全協とはどういうためにあるのか、それが慣例的に続いていたのはどういうことなのかということをやったほうが、議員間、皆さんが、我々議員がこれから議会として執行部等のチェック機関としてやっていくときに、そういうお互いの、それを、すぐ言っちゃうけれども、優しさじゃないんだけど、ぎしぎしやらないでやっていく。

最後の最後は、確かにもう本当に本会議で、これはもう民主主義で、齊藤委員のおっしゃっているとおりですよ。決めなきゃ前に進まない、それはそのとおりなんです。ただ、全協はそうではない会議ではないかなというふうに感じているので、そこだけ、ちょっと1点。もうこの後はやめます。

以上です。

○齊藤委員長 議運の協議自体は、僕も全然否定していませんし、質疑応答がもっと長くても別に僕は構わないんですよ。ただ、あれ以上質疑がなくなっちゃったので、議長のほうで進行して決を採ったということなんです。

普通だったら要因でもいいんですけども、賛成、反対の、実はボタンの採決もよく分かっているんじゃない議員さんが二、三名おまして、やっぱりまだ真ん中押している人がいるんですよ。棄権というルールなのか、反対というルールなのかはまだ分かっていないような人たちも入っているので、そういったところがいろいろ重なって、今回こういった提案をさせてもらっています。

なので、まだ反対であれば、この議運の中でそういうことはゆっくりやれというのであれば、こ

の後、今協議中ですから、もし反対であれば、ここは僕、全会一致になるまでは別に強行するつもりはございませんから、もちろん、それだけ、議会運営委員会とはというのは、もう先代の議運長から教わってきているとおり、全会一致で進めるということですから、これはあくまで私の提案として聞いてもらえませんかということで、今、皆さんで御協議いただいています。

なので、まだちょっとそこは納得いかないなどいうのであれば、それはそれでまた先送りして、どういふ理論でまた皆さんに御納得いただくかは、私のほうから提案したいと思いますので、ぜひ、あくまでも議案上程をするものに関しての前の上程することに賛成か反対かの採決は要らないのではないかという話で、協議すること自体は絶対しますし、報告後の質疑応答もそのままやり続ける、これは従来どおりなので、そこをちょっと御検討いただければと思います。

またそうしたら、係長、別に次回でもいいんですよ。

また、今回はこのまま、いろいろ意見いただいたのにそこで決めていくのもなんですので、また次回の議運のときにもう一度気持ちをリセットして、皆さんの御意見をいただいて決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません、長々と。

星さん、大丈夫。何か、副委員長言いたかったら。大丈夫ですか。すみません。

私のほうからは以上です。

事務局から何かありますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、皆さんのほうから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないですか。

すると、一応、次回の議会運営委員会なんです
が、15の週、14の週。

〔「3月」と言う人あり〕

○齊藤委員長 3月です。

すみません。何でもかんで集まらないと取組実行
計画を議決しなきゃならないのと、22日に全協で、
23日が閉会の予定なんです。なので、休会になる
のが15、16、17、18あたりになるので、その辺で
ちょっと入れたいと思います。

それまでにやってもらいたいことが、先ほど言
ったとおりの内容になります。取組実行計画等で
す。

あと、間に合えば、先ほど副議長から御指摘を
いただいております、まだ取り組めそうじゃない
かと思われるやつをちょっと案として出すかもし
れませんが、その辺も含めまして、ぜひ会派の
ほうで集まっていたら御協議いただければと
思います。

ついでに、もし令和3年度の事務事業評価のほ
うもぜひ取り組んでいただいて、3月いっぱい
はしていますけれども、なるべく早めに出してい
ただけると助かります。

15の週、大丈夫そうでしょうか。

○佐々木係長 15か…。

○齊藤委員長 15か。そのぐらいまで。常任委員
会の会はなくなったのかな。

15でいけますか。大丈夫ですか。15は何もない
と思うんですけども。ちょっと委員長さんは報
告書大変ですけども。

多分、15になるのかなと思っているんですけれ
ども。

少々お待ちください。

○佐々木係長 17の午前中など。

○齊藤委員長 のほうがいいですね、都合。

○佐々木係長 そこが一番大丈夫そうな感じ。

○齊藤委員長 すみません。そうすると、17の午前
中だそうです。ごめんなさい。15ではなくて17の
午前中に。

定例ではない議運になりますけれども、ちょっ
と今年度でやり終わらせなければならないもの
についてやりますので、17の午前中で、すみませ
ん。よろしくお願いたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○齊藤委員長 あとないようであれば、以上で議会
運営委員会を閉会といたします。

長い時間ありがとうございました。お疲れさま
でした。

閉会 午後 3時01分